

# 佐賀市の文化財活用の現状と課題

－ 見えない世界遺産「三重津海軍所跡」の事例を中心に －

木島 慎治（佐賀市企画調整部三重津世界遺産課長）

## 1. はじめに

### (1) 佐賀市の現状

佐賀市は、佐賀県のほぼ中央部に位置する県庁所在地で、佐賀市の中心部と隣県の福岡市の中心部との直線距離は約50km、長崎の中心部との直線距離は約65kmである。平成17年および平成19年における2度の市町村合併を経て、東西約22km、南北約38km、面積約431km<sup>2</sup>の南北に長い市域となった。北は脊振山地に及び、南は緩やかに広がる沖積平野を挟んで有明海に達しており、文字通り、山から海までを包括した豊穡な自然を擁する（図1）。

人口は約23万4千人で、平成30年度における当初予算の一般会計の総額は956億円である。この内、



図1 佐賀市の位置

文化財関連経費は、文化財の保存等にかかる経費として43,616千円、埋蔵文化財の発掘調査にかかる経費として171,937千円、合計215,553千円が計上されている。また、三重津海軍所跡関連予算は、活用推進経費が29,846千円、整備事業経費が90,734千円で、合計120,580千円が計上されている。

市内に所在する指定文化財は、平成30年4月1日現在で224件、その内訳は国指定：32件、国登録：5件、県指定：68件、市指定：119件である。

江戸時代は、肥前鍋島藩35万7千石の城下町として栄え、現在でも、藩政期の歴史的建造物や町割が引き継がれ、多くの文化財に恵まれている。

また、「遺跡の宝庫」としても知られる佐賀市北部域を含む脊振山系南麓一帯には、数多くの埋蔵文化財包蔵地が周知化されている。このため、佐賀市における埋蔵文化財に関する業務は、文化財関連業務の多くを占める状況が常態化している。

ちなみに、埋蔵文化財の調査件数は、県内では突出した状況が長いこと続いている。平成29年度の佐賀県内における埋蔵文化財届出・通知件数（市町のみ）約1,000件についての内訳をみると、民間開発ベースでは全体の約4割を、公共事業ベースでは約3割を佐賀市の届出・通知が占めている。そのうち確認調査を実施した165件中、遺跡を確認したのは41件で、記録保存のための発掘調査の実施に至ったものは13件に及ぶ。

## 2. 佐賀市の文化財を取り巻く状況

市内における多くの文化財についての保存・活用

を図るために、近年、関連する計画の策定や世界遺産に係る取り組みなどが相次いでいる。ここでは、その計画の概要、取り組み状況や課題などについていくつかを紹介する。

### (1) 第二次佐賀市文化振興基本計画

文化芸術振興基本法第4条に基づく計画として位置付け、平成29年度から平成32年度までの4年間を計画期間として策定している。

この計画では、文化財における課題として、指定文化財の保存管理・活用に関する意識の向上は当然のことながら、指定文化財以外の地域文化が地域コミュニティの形成や郷土愛・地域の誇りの醸成の重要な要素となるとの観点から、その保存・継承の支援や次世代の人材育成の支援の課題が挙げられている。また、活用については、さまざまなツールによる情報発信、公開と周知が課題となっている。

### (2) 佐賀市歴史的風致維持向上計画

城下町に残る町割や歴史的建造物が年々失われつつあるとともに、市民の歴史・文化への理解も十分に醸成されていないという現状が大きな課題になっていたことから、その保存・整備・活用を図るため、「佐賀市歴史的風致維持向上計画」を策定した。

本計画では、平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間とし、佐賀城下一帯約400ヘクタールを重点区域として、

・歴史的風致を構成する歴史的建造物の保存と活用  
・江戸期の町割を継承する道路や水路の保全と活用  
・伝統と歴史に対する市民啓発と活動支援  
という3つの基本方針を定めて、佐賀市独自の歴史的風致の維持向上を図ることとした。

現在、佐賀市内には、佐賀市歴史民俗館として活用している市重要文化財の5棟をはじめ、歴史的建造物が多く所在する佐賀市柳町以外にも、武家屋敷・町家・寺社などの歴史的建造物が点在している。

これらの歴史的建造物については、子ども世代に所有権が引き継がれはするものの、居住するまでは至らずに除却されたり、建造物に対する十分な維持

管理が行われないうちに老朽化や損傷が著しくなったりしている物件が多い。また、維持修理が行われてはいても、それまで維持されてきた歴史的な趣を損ねた改修が行われたものもあり、まちなみの統一感が失われつつある。

城下町を特徴づける町割は、概ね改変されることなく現代に引き継がれてはいるものの、近年では、堀の埋め立てや暗渠化、石橋へのアスファルト敷設、水汲み場として使われていた「棚路(たなじ)」の撤去や埋設化も散見されており、城下町としての風情が失われている部分も少なくはない。

### (3) 世界遺産登録

平成21年1月のユネスコの世界遺産暫定一覧表への追加記載を契機に、「明治日本の産業革命遺産」(当時は「九州・山口の近代化産業遺産群」)において、佐賀市に所在する幕末佐賀藩の近代化産業遺産(築地反射炉跡・精煉方跡・多布施反射炉跡・三重津海軍所跡)の構成資産入りが検討された。

その結果、構成資産となったのは三重津海軍所跡だけであったが、幕末佐賀藩の偉業が改めて市民の注目を集めることとなり、その保存や活用について活発に議論される状況が続いている。

### (4) 明治維新150年

平成30年は明治維新から150年という節目の年であり、佐賀県を中心に「肥前さが幕末維新博覧会」が開催されている。この博覧会では、幕末維新时期に国内最先端の科学技術を有し、鎖国から開国へと向かう大きな流れの中で、明治維新の“鍵”を握っていた佐賀藩の類まれなる「技」、教育改革が生み出した多くの「人」と「志」に注目し、当時の佐賀を映像で体感するとともに、歴史、食、文化、アートを楽しむイベントを展開中である。

開幕半年で124万人が県内外から訪れ、満足度9割を超える盛況ぶりで、幕末佐賀藩に関連する文化財の存在が広く周知される機会にもなっており、近年になく市民への情報の浸透が促進されている。

### (5) インバウンドの状況

平成28年度の観光動向によれば、佐賀市への観光

客数（日帰り・宿泊）は6,264千人で、このうち外国人観光客数は69,303人である。全体に占める割合はわずかではあるが、前年との比較では約4割増となっており、年々増加傾向にある。この背景の一つには、LCC 各社（平成25年にティーウェイ航空による韓国ソウル便、平成26年に春秋航空の上海便）による佐賀空港への国際線就航がある。

「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である三重津海軍所跡への外国人来訪者数は、平成29年度実績では全体数の約0.3%で、台湾、中国、韓国、香港の順となっている。

### 3. 三重津海軍所跡と世界遺産

このような状況の中、平成27年に「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産一覧表に記載されてから、その構成資産である「三重津海軍所跡」の保存・活用が急速に進展している。

#### (1) 史跡 三重津海軍所跡

三重津海軍所は、幕末に佐賀藩が洋式船による海軍教育を行うとともに、藩の艦船の根拠地として、さらには修船・造船を行う場として機能した施設である。

三重津海軍所跡は、佐賀市の南部域にあり、有明海に注ぐ筑後川の分流早津江川の西岸河川敷に立地する。現在の早津江川河口からは約6km上流、佐賀城跡からは直線距離でおよそ5kmの位置にある（図1、2）。遺跡の対岸は福岡県大川市で、当時は柳川藩領であった。



図2 三重津海軍所跡 遠景

幕末、福岡藩と交代で長崎警備を担当していた佐賀藩は、アヘン戦争（1840～1842）や日本近海での外国船来航の状況に強い危機感を持ち、長崎警備の体制強化を喫緊で重要な課題として、台場の築造や鉄製大砲の製造などに取り組むとともに、洋式海軍の創設にも着手することとなる。

安政2（1855）年に幕府が開設した長崎海軍伝習所に、佐賀藩は多くの藩士を派遣して学ばせた。そして、安政5（1858）年に、藩内で洋式船の運用技術等を教育するため、佐賀藩の和船を管理する船屋が置かれていた三重津に「御船手稽古所」を設置した。これが三重津海軍所の前身となる。

その翌年、長崎海軍伝習所の閉鎖に伴い、本格的な海軍伝習を行うため、三重津船屋の西一角に「海軍稽古場」を拡張。これが海軍所の始まりとなる。そして、艦船運用の根拠地としての整備を行うとともに、洋式艦船の修理部品の製造を行う「製作場」、修理の際に船を引き入れる「御修覆場」などの修船施設を整備・運用し、慶応元（1865）年には国内初の実用蒸気船である「凌風丸」を建造した。

三重津海軍所跡の近代化産業遺産としての価値については、平成13年から現在も継続実施している発掘調査や平成21年度から実施している文献調査などによって明らかにされてきた。特に、蒸気船の修理には不可欠であったドライドックが、木杭と板を組み合わせた在来の土木工法により構築された国内現存最古の事例（図3）であること、修理に使用する金属部品製造についても、日本古来の鋳物や鍛冶の



図3 日本最古のドライドック遺構



技術で対応したことなど、幕末当時の日本の近代化の様相が具体的に明らかにされたことから、幕末期における西洋の船舶技術の導入や軍事の展開を知る上で重要な遺跡として、平成25年3月に、国の史跡に指定された。

## (2) 明治日本の産業革命遺産

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」は、19世紀半ばから20世紀の初頭にかけて、日本が製鉄・製鋼、造船、石炭産業を基盤として急速な近代化を成し遂げた産業化の過程を、九州・山口地域を中心とした8県11市に分布する23の構成資産を一つの群として顕わしたものである。

製鉄・製鋼、造船、石炭産業の3つの産業分野に属するこれらの構成資産は、1850年代から1910年にかけてのわずか50年余りという短期間に達成された急速な産業化の3つの段階（第1段階：1850～1860年代、第2段階：1860～1880年代、第3段階：1890年代～1910年）を示している。平成27年7月に、その顕著な普遍的価値が認められ、世界遺産一覧表に記載された。

三重津海軍所跡は、いち早く在来技術と西洋技術を融合させた日本の近代化の過渡的な状況を示すとともに、近世の和船の管理施設である船屋から近代の蒸気船を含む洋式船を運用・管理した海軍所への変遷過程が明らかにされたことが評価され、「明治日本の産業革命遺産」の造船分野の第1段階の資産として位置づけられている。

## (3) 三重津海軍所跡の保存・整備・活用の計画

この貴重な歴史遺産について、その本質的価値を明らかにするとともに、適切な管理を行って未来へと継承するための方向性を提示するため、平成25年に「史跡三重津海軍所跡保存管理計画書」を策定した。

また、「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産一覧表への記載決議に際し、世界遺産委員会が、平成29年12月1日までに「推薦資産及びその構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定する」よう付带的に勧告したため、三重津

海軍所跡についてもその計画を策定することとなり、その母体となる「三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する計画」を平成29年度に策定した。

遺跡の保存・整備・活用において、三重津海軍所跡が抱える最大の課題は次の2点である。

- ・地下遺構を埋め戻した状態で保存するため、直接見ることができず、その価値が伝えにくい。
- ・遺跡が河川敷に立地しているため、遺跡の価値の表現には様々な制約を伴い、通常的手法だけでは対応に限界がある。

そのため、この計画においては、価値の「見える化」の実現に向けた全体構想（ヴィジョン）のキーコンセプトを、「見えない三重津が見えてくる～幕末佐賀藩の近代化への試行錯誤の取組が伝わる遺跡～」として計画の推進にあたることとした。

特に、整備の中核となる史跡本体の整備及びガイダンス施設の整備においては、遺跡の現状や立地に係る様々な制限への対応を図るため、史跡指定地内で行う「屋外展示」とガイダンス施設で行う「屋内展示」を、主体と補完の関係としてではなく、それぞれが実現可能な役割を最大限に担いつつも、その双方を循環的に見学することで、価値の理解が相乗的に深まっていくような「一体展示」の考え方に基き行うこととした（図4）。そして、遺跡の持つ立地性や空気感、スケール感を表現しつつ、当時の様子を具体的にイメージできるよう、従来型の遺跡整備の手法に加え、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）などのデジタル技術やガイドを始めとした人を介するアナログ的な手法なども活用し、利用可能な

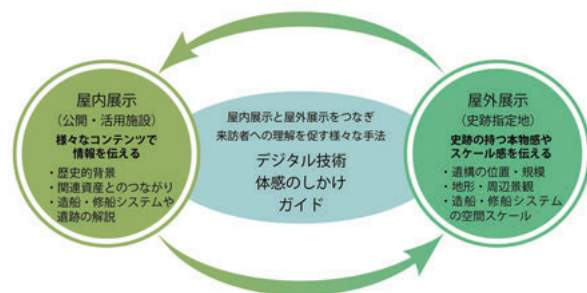


図4 一体展示のコンセプト

手法を幅広く取り入れる整備を検討することとした。

この「一体展示」整備を行うため、整備基本計画と同時並行で「三重津海軍所跡ガイダンス施設基本計画」も策定し、今年度からは「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業」の補助を受け、史跡整備の基本設計に着手し、その詳細を検討中である。

#### (4) 文化財関連業務の推進体制等

現在、佐賀市において、文化財の保存・整備・活用に関わる組織は大きく2つある。一つは教育委員会教育部文化振興課、もう一つは市長部局の企画調整部三重津世界遺産課である。

##### 1) 文化振興課

管理職1名のもと、3係体制で、文化振興係：5名、文化財1係：6名（内2名が三重津世界遺産課の兼務職員）、文化財2係：6名の正規職員に嘱託：5名を加え、計23名で構成される。

主な業務内容は以下のとおりである。

- ・文化芸術の振興、文化施設の維持管理
- ・指定文化財の管理、地域の文化財の保護活用に関する支援
- ・埋蔵文化財の保護・調査研究、三重津海軍所跡を始め幕末佐賀藩の近代化遺産に関する調査研究（文献調査含む）

##### 2) 三重津世界遺産課

管理職1名のもと、2係体制で、整備係：2名、活用係：3名の計6名で構成される。なお、文化振興課で三重津海軍所跡の発掘調査を担当する2名に対しては、調査と整備の一体的な実施を図るため、三重津世界遺産課の兼任辞令が発令されている。

「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録に向けた様々な事務は、平成21～23年度は担当者1名の配置、平成24～25年度は2名体制の係として対応してきた。平成26年度からは「世界遺産登録推進室」（企画調整部内室、管理職+1係：3名）が新設され、世界遺産登録後の平成28年度には、三重津海軍所跡の整備・活用の充実を図るため、「世界遺産登録推進室」と三重津海軍所跡の調査を担当して

いた「教育委員会文化振興課世界遺産調査室」を統合し、「三重津世界遺産課」として2係体制の組織に移行した。

主な業務内容は、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産としての保存と活用に関する業務である。特に、ユネスコへの対応における国との調整、関係自治体で構成する協議会への参画、遺跡の保全に伴う外部関係者との協議・調整、庁内調整など、多くの関係者との調整業務が多くを占める。

また、平成28年度から平成29年度にかけて、史跡と世界遺産の構成資産としての二つの側面を対象とした「三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する計画」を策定し、平成30年度からは計画に沿った整備事業を開始している。

これらの組織において、三重津海軍所跡に関する業務は、明確に分担されているようにも見える。しかし、史跡と世界遺産という二つの側面を持ち合わせている遺跡の保存と活用を図る業務を、所属の異なる2つの部署で取り組むにあたっては課題も少なくない。

特に、両者の担当する業務範囲を明確に線引きすることは現実的にかなり難しいと感じている。もちろん、両課には文化財担当職員が配置されており、意思疎通は十分に図れそうなものだが、具体的な調整が行われ始めると、それぞれが所属する組織の事情が顕在化し、あちらを立てればこちらが立たずといった悩ましい状況が発生することも少なくない。

## 4. 三重津海軍所跡の活用上の課題

三重津海軍所跡の保存と活用は、様々な問題や課題を内包しているが、ここでは、最近、特に気になっている点を取り上げる。

### (1) 世界遺産登録への期待

先に述べたように、三重津海軍所跡は「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である。

したがって、その保存措置は国史跡指定を前提とし、「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値の証明に貢献する上で不可欠となる資産の「真正

性」と「完全性」の証明が求められた。その上で、遺跡の保存と管理を継続的に行うため、具体的方法と体制について明記した管理保全計画を策定した。

このような厳密な保存措置を行って臨んだ世界遺産登録の背景として、登録後に多くの観光客が訪れ、市にとっての経済効果にも寄与するだろうという観光振興への期待は、関係者であれば誰もが抱いたことだろう。

しかし、遺跡周辺がもともと観光地としてあったわけでもなく、また、地元においても遺跡の認知度がさほど高くもなかった三重津海軍所跡の場合、大きな経済効果よりも、地域よる文化財への再認識、愛着や誇りの醸成、そして守り伝えていく活動への参画を促す機会になることへの期待の方が強かったと私は思っている。

人口が減少し、高齢化や少子化が進み、地域の定住人口を増やしていくことは非常に困難な中で、文化財や文化の保護・継承の担い手不足が危ぶまれる状況は、佐賀市においても大きな課題となっている。

その解決に向けて、地域の文化財を再認知する機会をつくり、改めて文化財や文化を支える体制を整えていくことは、今まさに私たちに求められている重要なことであり、世界遺産登録はそのことに大きな効果をもたらしてくれるのではないかと期待を寄せている。とはいえ、その取組自体は緒に就いたばかりで、試行錯誤の連続ではあるが、今後もこのことについては積極的に注力しなくてはならないと思っている。

もちろん、地域ばかりにその期待を背負わせるのには限界もあるだろう。他の地域では、観光客を含む来訪者などの外部の人材を活かしたファンづくりの方法に取り組んでいるところもあると聞く。今後はこのような検討も必要であろう。

## (2) 価値の伝え方の難しさ

三重津海軍所跡（図5）の地下遺構の取扱については、整備基本計画策定委員会でもかなりの議論や検討が行われた。最終的には、継続的なモニタリングを行いながら、地下に埋め戻した状態で保存を維

持し、原則として一般公開をしない措置を取ることになった。「見えない三重津」の誕生である。

では、この遺跡の価値をどのように表現し伝えるか。三重津海軍所跡の場合、これが実に難題で、過去の取組においても問題を生じたことがある。

現在、来訪者に遺跡の全てを現地で見せられない代替措置として、海軍所稼働当時の景観や様子、遺構の解説などについて、VR技術を応用した映像を、スコープやシアターなどを使って提供している。

映像の制作においては、復元に必要な情報が不足することも多いため、類似資料からの援用や専門家による監修での情報の補完や確認を行い、できる限りの正確性を担保することになる。

だが、当初行われた映像制作では、そのようなプロセスを十分に経ないまま公開され、市民や専門家から、それらの情報のいくつかに誤りあるとの指摘を受けたことがあった。結局、最終的には修正作業を行った。

このような事態を招いた原因はいくつかある。

まず、制作にかかるコストや期間の問題。正確性について十分な検証を行うためには、それなりの経費と時間が必要となる。そのバランスを考えると、どこかで折り合いをつけなくてはならないことも現実的にはあるのだが、これが上手くいかなかった。

また、娯楽性や注目度向上への意識。多くの人に楽しんでもらおうという意図から、より迫力のある映像や演出を目指し、エンターテインメント性を重視したことが、結果として、正確性を欠いたことに繋がったことは否定できないだろう。

もちろん、このことが遺跡に対して直接的な破壊や劣化を引き起こすことにはならないのだが、故意ではなくとも、誤った情報を伝えてしまうことは、遺跡の価値を傷つけることになりかねない。デジタル技術の活用が不可欠である三重津海軍所跡の整備においては非常に悩ましいところだが、この点は十分に留意しておきたい。

なお、現在は、関係者の努力により、そのような状況は解消されているとともに、その後の映像制作





図5 三重津海軍所跡 近景

における議論をとおして、このような課題に対処する経験値も上がっており、価値の伝達における正確性と娯楽性に効果的な折り合いをつけることは十分可能であると考えている。

### (3) 「保存」にも説明が必要

三重津海軍所跡において、来訪者から必ずと言っていいほど要望されるものの、実現困難なのが、

- ・ドライドック遺構を常時公開してほしい
- ・佐賀藩建造の日本初の実用蒸気船「凌風丸」を復元してほしい

の2点だ。

船の復元については、側面を描いた絵図と僅かな文字情報があるだけで情報が不足しており、正確な原寸復元模型製作は難しいことを伝えると、納得していただける人は少ない。

しかし、遺構の常時公開についてはそう簡単には理解が得られない。木材などの脆弱遺物を含む地下遺構を長期にわたって現地公開するための保存科学技術は未だ確立されていないことを口頭で説明してみても、「科学技術がこんなに進んだ世の中なのだからどうにかなるでしょう?」と言われるのがオチだ。もっと具体的で実証的な説明が必要なのである。

基本計画策定委員会でも、「なぜ地下遺構が見せられないのかという、保存に対する疑問には、展示を行ってでも丁寧に説明すべきである。『見えない三重津が見えてくる』には、それは必須事項だろう。」という指摘を受けてもいる。

これまでの過程を振り返ってみると、「活用」の前提となる「保存」について、きちんと説明するための情報と機会をどれほど持っていたらうか。

## 5. これからに向けて

課題も多いとはいえ、世界遺産の構成資産である三重津海軍所跡の保存・活用が全庁的なプロジェクトとして推進されたことの意味は大きい。これまでの流れを汲んで、市は幕末佐賀藩の近代化産業遺産の一つである精煉方跡地を保存のために取得した。また、佐賀城下関連遺構や西日本最大級の縄文遺跡「東名遺跡」に関しても、保存や活用の動きは活発化している。佐賀市の文化財を取り巻く環境には、今まさに追い風が吹いているといっても良い。明治維新150年にかかる市民の注目度の高まりもそれを後押ししてくれている。

文化財の保存・活用の充実を考えるならば、このチャンスを生かさない手はない。その成功の鍵の一つを握る文化財担当職員の仕事の進め方は、その行く末を大きく左右することだろう。

そこで、十数年前に文化財担当を離れ現在に至る私の経験を踏まえ、文化財担当者が人や地域と文化財を繋ぐ役割を果たすためには、今以上にこういう姿勢が求められるのではないかと思うことを、自戒と期待を込めつつ述べてみたい。

### (1) 調査研究の成果を伝える

文化財の調査研究は、その保存や活用の前提となる重要な業務である。文化財の価値は調査研究によって明らかにされ、その成果が広く伝えられることで適切な保存や活用が図られるからである。

したがって、その役割は尊重されるべきものである。ただし、この調査研究は公開を前提として活用とセットで成り立っていることを、担当者は肝に銘じておいてほしい。

特に、調査研究の成果については積極的に情報提供に努めることが大切である。歴史講座の講師、マスコミへの情報提供、庁内研修、外部からの視察対応やレファレンスなど、そのような機会は身近にいくらでもある。

伝えることでこそ、多くの人たちが文化財に対して興味を持ち、その価値への理解を深めていけるし、その行為こそが、文化財担当者への信頼度をアップさせることにも繋がるのではないかと思う。

市民や関係者は、「担当職員は専門家なのだから文化財のことはなんでも知っている」と思っている。その期待に十分に答えてみてはどうだろうか。

## (2) 調整能力を高める

文化財の保存・整備・活用においては、庁内部署はもとより、外部にも実に多くの関係者がおり、自ずと調整業務が発生する。それが上手くいった結果、様々な協力が得られ、取組は進んでいくのである。

この際、文化財担当者が中心的な役割を担うことは間違いないが、かといって担当者が孤軍奮闘するだけではコトは成就しない。

もちろん、その取組において、担当者の文化財にかける情熱や志は不可欠だが、対話により周囲を巻き込み、ヒト、モノ、カネ、情報の資源をうまく獲得し、活かしていくには、スキルとネットワークもまた重要なのだ。

その獲得のために必要なことは色々あるだろうが、異業種交流もその一つだと思う。全く分野の異なる人たちとの対話や情報交換は、自分の考えや行動を見つめ直し、見識を広める絶好の機会となる。

また、庁内における他部署との人事交流により、一定期間に経験を積むことも一つの方法だと思う。何も全くの畑違いの部署に行かなくても、文化財担当者としての経験を生かすことのできる部署が庁内には確実にある。

そのスキルとネットワークを獲得し、文化財担当者として、本来目指していたコトを成就するために、新たな世界に飛び出してみるのはいかがだろうか。

## (3) 協働の視点を持つ

先にも述べたことだが、文化財の保存と活用には「応援団」も必要だと思う。そのためには、価値を伝え、興味を促し、理解を深め、活動への参画の場づくりが欠かせない。

ただそれは、決して一人でやることではなく、多様な人たちの関わりと活動の中で進めていくべきであろう。そうでなければ広がりのある展開は望むべくもないと思う。

つまり、「協働」で取り組むという視点が重要であるということだ。

異なる資源や特性を持ち寄り、互いの不足を補い合うことで、相乗効果を生み、単独ではできなかった取組を実現する、いわば「借り物競走」的な発想を持って取り組めば、これまでとは違った活用のあり方が見出せるのではないだろうか。

もちろん、このような巻き込み型の取組には、多様性と柔軟性が求められるため、相当の気力や体力を要することも多いが、昨今の文化財を取り巻く状況を鑑みるにあたり、協働の視点は標準装備として身につけておくべきものの一つと考えている。

遅いということはない。今日からでも、その視点で、抱えている仕事を見つめ直していただくことをお勧めしたい。

## 【参考文献】

- 1) 佐賀市教育委員会 2017『第二次佐賀市文化振興基本計画』
- 2) 佐賀市 2012『佐賀市歴史的風致維持向上計画』
- 3) 佐賀市教育委員会 2013-2018『三重津海軍所跡I～V』
- 4) 佐賀市 2017『三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する計画』